

## 平成19年度第1回大規模小売店舗立地審議会議事概要

- 日時：平成19年5月15日（火） 午後2時～午後4時30分  
場所：合同庁舎7階7B会議室
- 議題：1 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について  
    (1) 「(仮称)平和堂草津東店」の新設届出に係る審議  
    (2) 「ドラッグユタカ今津店 ブックマート今津店」の新設届出に係る審議  
    (3) 「(仮称)河道観光ショッピングセンター」の新設届出に係る審議  
2 報告  
    (1) 滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規定第6条に基づく特別の手続きにより審議会の議決を経ない届出について  
    (2) その他（前回の審議会の答申および県の意見について）

出席委員：松井委員、三代澤委員、中本委員、平柿委員、尾賀委員、辻委員、沼井委員

県出席者：和田商工観光労働部次長、青木商業観光振興課長、村井参事、江村副参事、陌間副主幹、阿部主任主事

### 〔議事概要〕

和田商工観光労働部次長あいさつ

#### 議題1 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

「(仮称)平和堂草津東店」の新設届出含む3件について事務局資料に基づき説明

##### (1) 「(仮称)平和堂草津東店」の新設届出について

- ・建物設置者 有限会社三王都市開発が新設届出資料に基づき説明
- ・そのほか、騒音予測地点C、Dが基準を超える点について建物設置者より説明あり
  - ・騒音予測地点C、Dで基準(55dB)を上回る59dBとなっている。
  - ・原因となる騒音源は、午前5時台に予定している卵の搬入車両の走行騒音
  - ・騒音予測地点Dについては、直近の県道を同様の車両が50km/hで走る騒音と同程度となるので、現況と比較してそれほど影響は著しいものではないと考えている。
  - ・対策として、運転手には徐行を徹底するとともに、バックブザーを切る等の配慮を行う。

委員：パチンコ店の営業時間はどの様になっているのか。

設置者：午前10時から午後11時。

委員：駐車場の利用時間はその前後に追加されるという形か。

設置者：はい。

委員： 現状もそうなっているか。当初の資料になかった対策を追加で行うということだが、朝5時台の便は1番の出入口から出入りするという形であるけれども、この時間帯、他の出入口から出入りする様なことはないかと解釈してよいか。

設置者： はい。

委員： 予測地点Dに一番近いお宅の方から、配慮等に関してご意見を聞くあるいは、相談されたのか。

設置者： 開発協議の段階で地元の方にも説明会をさせて頂いており、その中でこの自動車の走行音に対する騒音について要望というのはなかった。計画については、全て説明させて頂いている。

委員： 早朝に1台かも知れないが、トラックが通るということに関しても。

設置者： 説明会の中でさせて頂いている。

委員： 騒音予測で59dBという値がある。その説明で県道の方からの騒音レベルがその程度になるとのことだが、実際に測定して出されたのか。

設置者： 測定ではない。同じ手法で前の県道を50 km/hでトラックが通ったら、この様な計算になる。

委員： それだと、道路からこのお宅側へ音が届く角度が90度くらい違って居る様な形になる。このお宅の寝室がどこにあるか等により、1番の入口からトラックが通った時の影響が予想以上に大きくなってしまふ様なこともありえない訳ではない。まあ60dBという音だと、窓を閉めていれば問題ないという様な騒音レベルになるが、窓を開けてしまうと目が覚めるということもあるので、そのあたり開店した後、一度ご確認して頂いた方が。

指針の方では、6時から荷さばきができる様にも取れないこともないが、6時台、7時台くらいまでは、一般的には睡眠中の時間帯なので、そのあたりは注意されたい。卵便は5時台だが、6時台にも入ってくる車両はあるのか。

設置者： 3台ほど予定している。

設置者： 届出書 p.16 に記載してある。

委員： こちらの方は、より大きなトラックが入るということ、入ってくる経路が違うということはないか。

設置者： 卵便と同じ様な4tのトラックを予定している。

委員： 入ってくる経路は同じなのか。

設置者： 経路は同じ。

委員： この様な店舗の場合は、毎日、同じ時間に、ほぼ同じ騒音が発生するという形になるので、場合によっては毎日、その時間に目が覚めるという様なことも起こりえる。今回の場合は、一応、1番出入口から少し外れたところに作られている。その様な配慮をされておられるので、睡眠妨害が起こるかどうかがちょっと微妙な位置だと思うけれども、5時台、6時台の荷さばきについて、開店後にフォローアップというか、ご確認頂ければ。

会長： さきほどの卵便について、対応策として、徐行と、何と仰ったか。

設置者： バックブザーを切る。

会長： 私の方でもうまく聞き取れなかったけれども、夜間最大値がC とD、そのDになると、多分、卵便はあまり関係ないのではないかという様に思うけれども、これは。

設置者： 出入口1からルート7を通過して、Dの真正面で最短に近いところで計算するとちょうどその値になる。それから、C地点で大きくなっているのは、ルート7から曲がってルート16を通過してルート14に移るその曲がり角のあたりが、やはり同じくらいの距離になる。

会長： 徐行をすれば、音を下げられるのか。

設置者： この後ろに、騒音予測資料に元の音源のパワーレベルの式があるけれども、20km/hよりもゆっくり、ふかさず走れば、あまりご迷惑を掛けることはないのではないかと。

会長： ほかに。質問はあるか。

委員： 出入口が3箇所あるということなのだが、届出書p.9を見ると、出入口、  
、  
がある。青地町方面からの来店経路を示す赤の線をたどると、出入口  
だけで右折して、出入口  
では右折入庫しないということか。

設置者： 青地町方面から来る車については、出入口  
から入って頂く様なことを考えている。

委員： 出入口  
からか。

設置者： はい。方向別に、青地町方面からのお客様については、出入口  
から入って頂いて、出入口  
から出て行って頂く。逆に、国道1号から直進で来られたお客様については、出入口  
から左折で入って頂く。

委員： 出入口  
の方が。

設置者： はい。

委員： 出入口 は、右折で出て行く車と、右折で入る車がある。

設置者： はい。

委員： 追分町方面から出入口 を右折で入る車は、この市道から見て出入口 の左側へ入ろうとするし、出入口 から右折で東草津方面に出ようとする車は、市道から見て出入口 の右側から出て行く。届出書 p.9 では動線が重ならない様にしてあるが、出入口 に右折で入る車と、出入口 から右折で出る車の動線は重なると思う。

東草津方面に出る車を出入口 から右折で出すなら、追分町方面から来る車は追分口交差点で右折させて出入口 から入れた方が、出入口 での右折入庫と右折出庫の動線が重ならなくていいのではないかという感じもするがどうか。

追分口交差点を見ると、南西の追分町方面から交差点に入る道は、右折レーンと直進・左折レーンに分かれている。ここの交差点には右折レーンがあるが、出入口 の方は1車線なので、右折入庫の車が滞留してしまうと、もう右折出庫はできない、あるいはちょっと事故が起こりやすいかという感じがする。

設置者： 確かにご指摘の通りで、当初、いま仰られた追分町方面の車を追分口交差点で右折させて出入口 で左折イン、出入口 から左折アウトで帰すという経路を考えたが、この現況の草津市道の方の交通量がかなり少なく、現在、営業しているパチンコ屋さんが右折入庫や右折出庫を普通にそれほど滞りなく整理できている。それに加わる交通量も、算定したらそれほどの台数でもないのでは、おそらくお客様の行き先の心理からすると信号を右折する様に経路としてお示ししたとしても、直進される方がむしろ多いのではないかと考えている。また、今のパチンコ屋さんが、現状でも交通整理員さんを置かれて誘導していることもあり、今回の様な経路を計画している。

委員： 現状では、パチンコ屋さんだけでスムーズに行っているかもしれない。平和堂さんとパチンコ屋さんの両方で来店車両が多くなってきたら、その辺でもう一回、検討なり考えて頂いた方がいいかもしれない。

会長： 検証しながら。

委員： はい。

会長： 現段階では、心配されている様なことはあまりないと、これで行けるのではないかと判断か。

委員： と思うが、ふたを開けてみて仰る様になれば、どの様に対応しなければいけないかということ。

委員： 追分口交差点で右折して出入口 から入る車も別にだめだということではない。

設置者： それはそう。いらっしゃるかもしれない。

設置者： 心理的な要因からすると、まっすぐではないかなというだけで。

会長： よろしいか。ほかにないか。

委員： 細かい話だけれども、さきほどの卵の運搬の件、例えば、徐行を義務付けるという様に運用できたとしても、実際、チェックはされるのか。ドライバー任せということになってしまうと思うので、そのあたりドライバーに徹底して頂きたい。

それと開店してからの検証という話があったけれども、ある程度目標というか、今のうちに例えばこの時点とこの時点という形で設定できないか、運用のところでご留意頂ければと思う。

会長： 出入口 と出入口 がかなり近い距離で置かれていて、そして、この図を見る限り、出入口 も出入口 も同じ様に平和堂さんの出入口の様に使えるという、もちろん出入口 も。この様に近いところに出入口がある場合には、入る口と出る口に分けて利用して頂くということが、一番スムーズではないかと思うが、どの様にお考えか。基本的には、出入口 が平和堂さんの割り当てだと、ついては、出入口 は借り物だからとお考えかもしれないけれども、實際上、図を見る限り、平和堂さんのところの出入口として利用できるということからすると、出入口 と出入口 は用途やルートで分ける様な形にするのが一番無難で素直な形だと思うが、その辺のところについて。

設置者： 一応、出入口 、出入口 が近いということで、そういったことも検討させて頂いたが、方向別で出入を分けるという形で整理させて頂いて、その方がかえって交錯しないのではないかと考えたもので、このような形に整理をさせて頂いている。

委員： 届出書 p.9 の図面を見ると、出入口 と出入口 が、かなり近づいている様な感じがする。出入口 はどの程度の幅があるのか。

設置者： 実際の幅員も、出入口 が 8 m で、既存の出入口 が 6 m となっているので、出入口の方が広がっている。

設置者： 届出書 p.9 は模式図で、サイズ等があてになっていないところがあるけれども、この図で見ましても、出入口 は、国道 1 号方面からの入口専用ということで、出入口 は青地町方面からの。その様な意味では、車の動線が交錯しない様な計画にはしている。

会長： 近いところに二つ出入口がある場合には用途を分けるというのが、基本的な考え方。方向別ということだと、交通関係の委員さんがうんと言わないのではないかと。なんらか、今後のところでご検討頂く様なことはできないか。

設置者： 図面 9 の方にもある通り、店舗敷地同士が使用区分を分けているが、ガードマンは同じ会社で協調して出入口 ~ を一体管理することでトラブルが起らない様にしていこうという考え方で協議はしている。元々、先におられたパチンコ屋さんの専用出入口であったものを協議させて頂いて、お客さんにとってはこの道がパチンコ屋さんの道か平和堂かの道かの看板は関係ないので、トラブルが起らない様にガードマンで出入口前で整理していこうという形でやってい

かないと、仰る様に混雑する可能性がある。

会長： よろしいか。

委員： 車の騒音ではなく、設備の騒音について。メーカーカタログ値ということで一覧表を付けておられたが、これはどういう値を参考にされているのか。

設置者： それについては、事前に質問事項を頂いていたので、カタログを持ってきた。

委員： 空調とか室外機のメーカーカタログ値は、室外の条件で採られていることが多いのだが、給排気の換気扇等は、しばしば、室内の音が載っていることがある。この場合、大店立地法では、屋外で出てくる音の予測をしないといけないので、差が出る可能性がある。今回の件については、先ほども色々対策をされているということで、予測値に大きな変化が出るということまでは行かないだろうと考えているけれども、本当はカタログ値を使う時にご注意を頂きたい。

設置者： 室内と室外との違いか。

委員： そう。室内と室外とで差がある。場合によっては、モーターの横の値が載っているカタログもある。

## (2)「ドラッグユタカ今津店 ブックマート今津店」の新設届出について

・建物設置者 安本成権、株式会社ユタカファーマシーが新設届出資料に基づき説明

委員： 予測地点dについては、予測の必要はない地点であろうかと思う。72dB という値が出てきているけれども、予測のやり方によっては無限大の値が出てくることもある。

予測地点aについては、周囲に住居等が建った場合にご配慮頂けるということであれば、45.1dB という数字についてはクリアできるかなと考えているけれども。

荷さばきの時間は、6時からということで書いておられるが、実際、何時から使われるのか。

設置者： 搬入については、もうちょっと後にはなってくるかと思う。それから、ドラッグユタカもどちらともそうだけれども、搬入回数を減らす様にやっているのです。

設置者： 開店が9時からなので、その1時間くらい前、8時くらいにさせて頂いている。何か問題があるようであれば、なるべく短くするという事は可能。

委員： 現時点で周辺に住居等がないので、今の状況だと騒音でトラブルになるということは起こらないと思うけれども、仮に、すぐ北側に住居が建った場合、早朝に荷さばき等をされる様だと苦情が出てきてしまうので、8時あるいはそのくらいであれば。

設置者： はい。

会長： 高島市の方から騒音対策について、「周辺住民の生活環境を保全すること」という留意事項が出ているけれども、これについてはどの様にお考えか。周辺住民といっても、かなり離れたところに民家がある様にお見受けするわけだが、それに対してどの様にお考えなのか。

設置者： 現在、駐車場のところには、アイドリングストップ等の掲載した看板も設置して騒音の負担が出ない様に考えているし、現店舗周辺には住宅がないので、先ほどお話しした様に、今後、住居が出てくるのであれば、その際に配慮しようという考え方をしている。

委員： 図面10の来客自動車経路図を見ていると、大きく捉えれば出入口は1箇所だが、入口1と出口2の間に何か区分する様なものがあるのか。

設置者： カラー分けみたいに、路面にマークがしてある。

委員： 入口と出口の幅は、それぞれ何メートルずつくらいあるのか。

設置者： 6m、6m。

委員： 県道から、向かって左側が入口、向かって右側が出口ということか。

設置者： そう。

### (3)「(仮称)河道観光ショッピングセンター」の新設届出について

- ・建物設置者 株式会社河道観光が新設届出資料に基づき説明
- ・そのほか、交通予測資料について建物設置者より下記の通り説明あり
  - ・届出書添付の交通予測資料が、前回取り下げた資料のままだった件に冠する訂正とお詫び
  - ・訂正内容は最終頁参照
  - ・計算の基準となる店舗面積の訂正に伴い将来交通量が増えるため、交差点飽和度が若干高くなるが、影響は軽微と考える。

委員： 騒音について。6時台に1台、搬入車両があるということになっているが、この車両は、荷さばき施設に直接入って、荷さばきされるということか。

設置者： 6時台に搬入車があるけれども、これが出入口 から普通に入るのかということか。

委員： そう。荷さばき施設東側のところ。

設置者： はい。

委員： そうすると、Bの住居のかなり直近で作業をされるのだけれども、ここの荷さばき施設というのは、どのようなタイプのものなのか。扉が閉まる様なものか、オープンスペースなのか。

設置者： 扉が閉まるという様な構造ではなく、オープン形式である。ただ、説明に当たって一番近い住居の方なのでご挨拶させて頂いて、計画の方も説明させて頂いた上で、影響が少なくなる様な範囲で運用の方は努めていくということで、了解の方は得ている。その中で、遮音壁の設置とか、その様なことも要望ございましたので、このような形での運用を考えさせて頂いた。

委員： 実際、音が出る様になってから、そこで生活する様になってから、初めてわかるという様なことが多いので、開店後、今回された様な形で、伺って頂いた方がいいのではないかと。あと、22:00以降は、換気扇等の騒音源となる設備は全部止まるという解釈で問題ないか。

設置者： はい。

会長： ほかにあるか。

委員： 廃棄物のところで、排出するものは段ボールがほとんどだと仰っておられたけれども、生ごみ等という項目も書かれている。それについては対策の方に表示がなかったが。

設置者： 当初は「基本的にはない」と書いた様な記憶があるが、全くないかということと従業員が食べた弁当カトラリなどがあるために0ではないという状況なので、基本的には生ごみはほとんど出ないということでご理解頂ければ。

会長： よろしいか。ほかにあるか。

委員： 防災・防犯のところで、通常は光害ということを考えて営業時間外は消灯するが、あえて防犯に必要な部分については、点灯するという。具体的にはどこどこを差しておられるのか。

設置者： 防犯という意味で言うと、例えば通路とか歩道の近くとか、電気が消えてしまうとやはり危険という部分がある。具体的な運用では、建物が建って実際を勘案した上で、例えば歩道部分が死角にならない様に設定の方をしていきたいなという様に思っている。ただ、考え方として、基本的には消灯するが、防犯上必要と考えられる地点については、付けていこうということである。

会長： よろしいでしょうか。

設置者： 一点だけ、よいか。今後、滋賀県で案件を出す時に、無響音室の測定値に 3dB 上げていく必要があるのか。

委員： 音響学では当たり前のことなので、わざわざカタログ上に無響室測定であればそうだと書いてある。壁面があれば+ 3dB というのは、どちらかということ常識。私の解釈では、指針には当たり前だから書いていないということ。ただし、仰られる様に、自治体によっては、それを見過ごすと言うか、考えずに、チェックせずにされているところがあるのは事実。

設置者： 多分、ほとんどのところがそうだと思う。



委員： ええ。

設置者： 仰ることが一番正しいと思うけれども、超えた時、どう考えたらいいのかと。それを聞きたいなと思った。

委員： 超えたというのは、例えばそれによって。

設置者： そう。3dB 上げたことによって。

委員： 実際には、無響室測定騒音源を床に置けば 3dB 上がっている。その意味では、無響音室測定値に 3dB 上げて計算して基準を超えた場合には、やはり対策を講じて頂かないと。開店後に測ってみたら、基準を超えているわけだ。

設置者： まあね。そういうことですね。

委員： もちろん、いろんな要因で誤差が変わるけれども、カタログ値には無響室測定でされているものがあるが、それを床面あるいは壁面に置いたらどうなるかというのは、音響学の教科書に書いてあることなので、予測の際には無響室測定値は換算して頂きたい。

それと後もう一点は、給排気換気扇のカタログ値は大概、屋内のレベルを使ってある。それは屋外のレベルを使って予測をして頂く必要がある。どうしてもできない場合は、やっぱりそれなりの根拠を示して頂いた方が、屋内とわかっている値で計算されてしまうと、判断しかねてしまうので、屋外の騒音と屋内の騒音があまり変わらないという根拠とか、屋内よりも屋外が静かである根拠を出して頂く、もしくは、指針にもある様に、どこかで一回実測をして頂いて。

設置者： 類似店舗で。

委員： 類似店舗で。それを使ってやって頂くというのが望ましい。今回については、それで 3 dB 上げることで、基準を超えるようなことはないので、大丈夫かと考えている。

#### (4)「(仮称)平和堂草津東店」の新設届出に係る審議

会長： 「(仮称)平和堂草津東店」について、一番大きかったのは騒音だったという様に思うが、一応、建物設置者としては、この件への対応を考えていて、搬入車の徐行やバックブザーの禁止など。もうひとつは、駐車場出入口について、開店後、実情に併せて運用する必要性というものが議論されたけれども、大方、この2点。後は特に問題ないのではないかと。

ひとつの考え方としては、騒音、とりわけC、とそれからDのところ、夜間最大値を超えている問題。先ほどの卵便の件だが、一応、騒音対策を講じられていることを念押ししておくというのもひとつの手ではないかと。

それから、先ほどの、開店後の実情に合わせた出入口の運用という問題。

この2点を、できればただし書きの形で念押ししてはどうか。騒音に関わって、何か御意見はあるか。

委員： あの 59dB という騒音レベルは、かなり微妙なところになっている。ただ、予測なのでそれより高い音が出る可能性もある。搬入車は5時台の便はもちろん、あと6時台の便も若干ある様なので、その2点について、その様な念押しをして頂けたらいいと。

会長： 実際問題として、その荷さばき関係のところにしても、自動車走行音にも関わっているのだが、この 59dB というのは、ある意味、すごく高くなるのではないかと、本当は。

委員： 距離が結構、離れているから。

会長： 離れているからか。

委員： 直近で聴かれると 90dB ぐらい。距離が 30m くらい離れているので、その程度のレベルに減衰すると思われる。

会長： そうしたら、「(仮称)平和堂草津東店」については、この様にさせて頂きたいと思う。騒音の問題、それから、もうひとつは出入口の運用について、2点、ただし書きを付ける。なお、騒音の問題については、特に7時まで配慮を求めるということで。

#### (5)「ドラッグユタカ今津店 ブックマーケット今津店」の新設届出に係る審議

会長： 将来、住宅が迫ってくる様な場合が、考えられるけれども、建物設置者の方では、一応、そうした場合も考慮に入れておられるという様に見られるので、私の方で、もし案を出すとすれば、意見なしでもいいのではないかとこの様に判断するけれども、御意見出して頂きたい。

会長： よろしいか、既存の住宅もかなり離れているので、特別、現段階で念押ししなくてもいいのではないかとこの様に思う。

会長： はい。それでは「ドラッグユタカ今津店 ブックマーケット今津店」については、その様にさせて頂きたいと。意見なしということ。

#### (6)「(仮称)河道観光ショッピングセンター」の新設届出に係る審議

会長： 書類上の不備があった交通飽和度のところも、特に問題はなさそうだし、それから、一番大きいのは、やはり、騒音予測地点 B、D のところ。住宅が近接している。この近接している住宅の家主さんとは、一応、了解を得ているということだけでも、ひとつの考え方としては、開店後、必要に応じて対応して頂くということを念押ししておきたい。いかがか。

会長： 特に荷さばき施設が近いところが、非常に気になるところ。例えば、B のところだけでも、早朝なんかの場合だと、本当は結構高い値が出るのではないかと、荷さばきに関わっては。

委員： 音源地点では間違いなく、70～80dB ぐらいの音が出ようかと思う。先ほどの案件については明らかに基準を超えているが、本件については予測地点で基準内なので、住居が隣接しているため配慮を望むぐらいしか言い難いかという気はする。

会長： 届出者の方でも、それなりに考えてはいることなのだけれども、念押しだけは。特に開店後ということではどうか。それ以外の点は、他に意見は特にないか。

委員： 結構。

委員： 意見というより、今日の感想めいたことになるけれども、今日の一番最初の平和堂さんで、さすがにいろんなところに出店されているだけあって、よくまとめておられるとは言いながらも、現状でアミューズメント、要するにパチンコ屋さんがあって、さらにそこに開店するという話。パチンコ屋さんがうまく運用されているのでそんなに影響もないという話もあったかと思うけれども、ただ、委員の方からも御意見があった様に、お客さんの層が全く違うわけだ。例えば、一番心配しているのは交通事故。当然、スーパーを利用される方というのは、子供連れの方だとか、その様な方が非常に多い。しかも本来の駐車場である屋上というよりも、むしろ、そのパチンコの駐車スペースに止められるケースというのが、やはりあるかと思われる。その様なところでトラブルが起こらない様という印象があるけれども、ただ、現時点でどうこうするというのも当然できないので、十分ご留意下さいとは思いますが、ただそのあたりが気になる。

会長： そうでしたら、ただいま、審議をして頂いた結果について、事務局から願います。

事務局： それでは、今の3件について、確認させて頂く。

「(仮称)平和堂草津東店」については、意見なし。ただし書きとして、ひとつは騒音の問題について、早朝7時までの範囲での今後の対応について念押しをしておくということが一点と、出入口の運用について、既存のパチンコ屋さんによく相談されて対応される様というように形で一点と。

「ドラッグユタカ今津店 ブックマート今津店」については、意見なし。

「(仮称)河道観光ショッピングセンター」については、騒音に関して、開店後も必要に併せて、騒音についてトラブルがあれば対応する様に念押しをしておくことで、意見なしということ。よろしいか。

会長： ただいまの報告内容で、審議会の規定の第7条第1項により、本日付で答申をしたいと思う。なお、答申文については、皆様にご覧頂くとともに、私の方で確認させて頂くということ。よろしいか。

## 議題2 報告

- (1) 滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規定第6条に基づく特別の手続きにより審議会の議決を経ない届出について

- (2) その他(前回の審議会の答申および県の意見について)
- ・資料に基づき事務局から説明

閉会

(仮称)河道観光ショッピングセンターの交通予測資料について  
訂正内容は下記の通り。

|                |             | 差替え後          | 差替え前          |
|----------------|-------------|---------------|---------------|
| <b>店舗面積</b>    |             | <b>3,975㎡</b> | <b>2,972㎡</b> |
| <b>ピーク時来台数</b> |             | <b>225台</b>   | <b>173台</b>   |
| 飽<br>和<br>度    | 平 現況        | 0.436         | 0.436         |
|                | 日 <b>将来</b> | <b>0.455</b>  | <b>0.451</b>  |
|                | 休 現況        | 0.423         | 0.423         |
|                | 日 <b>将来</b> | <b>0.443</b>  | <b>0.438</b>  |

飽和度は交差点の飽和度を表す。交差点の飽和度は、交差点処理の可能性を測る指標であり、この数字が1.0を超えると、信号現示の配分を変えても交差点が処理できなくなる。